

議第203号

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業洛北第二地区土地区画整理事業施行規程等の一部を改正する条例の制定について

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業洛北第二地区土地区画整理事業施行規程等の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成25年11月26日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業洛北第二地区土地区画整理事業施行規程等の一部を改正する条例
（京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業洛北第二地区土地区画整理事業施行規程の一部改正）

第1条 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業洛北第二地区土地区画整理事業施行規程の一部を次のように改正する。

第1条中「第3条第3項」を「第3条第4項」に改める。

第24条の2第1項を次のように改める。

市長は、法第110条第3項の規定により督促をしたときは、清算金の額に、納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、年10.75パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を徴収する。

第24条の2第3項中「災害」の右に「、不測の事故」を加え、「特別の理由」を「やむを得ない事情」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項の次に次の2項を加える。

3 第1項の延滞金額を計算する場合において、その計算の基礎となる清

算金の額に1,000円未満の端数があるとき、又はその清算金の額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

- 4 前3項の規定により計算した延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(延滞金の割合の特例)

- 2 当分の間、第24条の2第1項に規定する延滞金の年10.75パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年10.75パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年10.75パーセントの割合を超える場合には、年10.75パーセントの割合）、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

(京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業伏見西部第二地区土地区画整理事業施行規程の一部改正)

第2条 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業伏見西部第二地区土地区画整理事業施行規程の一部を次のように改正する。

第1条中「第3条第3項」を「第3条第4項」に改める。

第24条の2第1項を次のように改める。

市長は、法第110条第3項の規定により督促をしたときは、清算金

の額に、納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、年10.75パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を徴収する。

第24条の2第3項中「災害」の右に「、不測の事故」を加え、「特別の理由」を「やむを得ない事情」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項の次に次の2項を加える。

- 3 第1項の延滞金額を計算する場合において、その計算の基礎となる清算金の額に1,000円未満の端数があるとき、又はその清算金の額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。
- 4 前3項の規定により計算した延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(延滞金の割合の特例)

- 2 当分の間、第24条の2第1項に規定する延滞金の年10.75パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年10.75パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年10.75パーセントの割合を超える場合には、年10.75パーセントの割合）、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3

パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。
(京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)都市計画事業上鳥羽南部地区土地区画整理事業施行規程の一部改正)

第3条 京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)都市計画事業上鳥羽南部地区土地区画整理事業施行規程の一部を次のように改正する。

第1条中「第3条第3項」を「第3条第4項」に改める。

第26条第1項を次のように改める。

市長は、法第110条第3項の規定により督促をしたときは、清算金の額に、納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、年10.75パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を徴収する。

第26条第3項中「災害」の右に「、不測の事故」を加え、「特別の理由」を「やむを得ない事情」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項の次に次の2項を加える。

3 第1項の延滞金額を計算する場合において、その計算の基礎となる清算金の額に1,000円未満の端数があるとき、又はその清算金の額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

4 前3項の規定により計算した延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(延滞金の割合の特例)

2 当分の間、第26条第1項に規定する延滞金の年10.75パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により

告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年10.75パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年10.75パーセントの割合を超える場合には、年10.75パーセントの割合)、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

(京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)都市計画事業竹田地区土地地区画整理事業施行規程の一部改正)

第4条 京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)都市計画事業竹田地区土地地区画整理事業施行規程の一部を次のように改正する。

第1条中「第3条第3項」を「第3条第4項」に改める。

第25条第1項を次のように改める。

市長は、法第110条第3項の規定により督促をしたときは、清算金の額に、納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、年10.75パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を徴収する。

第25条第3項中「災害」の右に「、不測の事故」を加え、「特別の理由」を「やむを得ない事情」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項の次に次の2項を加える。

3 第1項の延滞金額を計算する場合において、その計算の基礎となる清算金の額に1,000円未満の端数があるとき、又はその清算金の額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

4 前3項の規定により計算した延滞金額に100円未満の端数があるとき、

又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(延滞金の割合の特例)

2 当分の間、第25条第1項に規定する延滞金の年10.75パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年10.75パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年10.75パーセントの割合を超える場合には、年10.75パーセントの割合）、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

(京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業伏見西部第三地区土地区画整理事業施行規程の一部改正)

第5条 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業伏見西部第三地区土地区画整理事業施行規程の一部を次のように改正する。

第1条中「第3条第3項」を「第3条第4項」に改める。

第29条第1項を次のように改める。

市長は、法第110条第3項の規定により督促をしたときは、清算金の額に、納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、年10.75パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を徴

収する。

第29条第3項中「災害」の右に「, 不測の事故」を加え, 「特別の理由」を「やむを得ない事情」に改め, 同項を同条第5項とし, 同条第2項の次に次の2項を加える。

- 3 第1項の延滞金額を計算する場合において, その計算の基礎となる清算金の額に1,000円未満の端数があるとき, 又はその清算金の額の全額が2,000円未満であるときは, その端数金額又はその全額を切り捨てる。
- 4 前3項の規定により計算した延滞金額に100円未満の端数があるとき, 又はその全額が1,000円未満であるときは, その端数金額又はその全額を切り捨てる。

附則に次の1項を加える。

(延滞金の割合の特例)

- 6 当分の間, 第29条第1項に規定する延滞金の年10.75パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は, 同項の規定にかかわらず, 各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には, その年(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)中においては, 年10.75パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年10.75パーセントの割合を超える場合には, 年10.75パーセントの割合), 年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には, 年7.3パーセントの割合)とする。

(京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)都市計画事業伏見西部第四地区土地区画整理事業施行規程の一部改正)

第6条 京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)都市計画事業伏見

西部第四地区土地区画整理事業施行規程の一部を次のように改正する。

第1条中「第3条第3項」を「第3条第4項」に改める。

第29条第1項を次のように改める。

市長は、法第110条第3項の規定により督促をしたときは、清算金の額に、納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、年10.75パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を徴収する。

第29条第3項中「災害」の右に「、不測の事故」を加え、「特別の理由」を「やむを得ない事情」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項の次に次の2項を加える。

3 第1項の延滞金額を計算する場合において、その計算の基礎となる清算金の額に1,000円未満の端数があるとき、又はその清算金の額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

4 前3項の規定により計算した延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(延滞金の割合の特例)

2 当分の間、第29条第1項に規定する延滞金の年10.75パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年10.75パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年に

における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年10.75パーセントの割合を超える場合には、年10.75パーセントの割合）、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

（京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業二条駅地区土地区画整理事業施行規程の一部改正）

第7条 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業二条駅地区土地区画整理事業施行規程の一部を次のように改正する。

第1条中「第3条第3項」を「第3条第4項」に改める。

第26条第1項を次のように改める。

市長は、法第110条第3項の規定により督促をしたときは、清算金の額に、納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、年10.75パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を徴収する。

第26条第3項中「災害」の右に「、不測の事故」を加え、「特別の理由」を「やむを得ない事情」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項の次に次の2項を加える。

- 3 第1項の延滞金額を計算する場合において、その計算の基礎となる清算金の額に1,000円未満の端数があるとき、又はその清算金の額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。
- 4 前3項の規定により計算した延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(延滞金の割合の特例)

2 当分の間、第26条第1項に規定する延滞金の年10.75パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年10.75パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年10.75パーセントの割合を超える場合には、年10.75パーセントの割合）、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

(京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業伏見西部第五地区土地区画整理事業施行規程の一部改正)

第8条 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業伏見西部第五地区土地区画整理事業施行規程の一部を次のように改正する。

第1条中「第3条第3項」を「第3条第4項」に改める。

第30条第1項を次のように改める。

市長は、法第110条第3項の規定により督促をしたときは、清算金の額に、納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、年10.75パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を徴収する。

第30条第3項中「災害」の右に「、不測の事故」を加え、「特別の理由」を「やむを得ない事情」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項の次に次の2項を加える。

3 第1項の延滞金額を計算する場合において、その計算の基礎となる清算金の額に1,000円未満の端数があるとき、又はその清算金の額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

4 前3項の規定により計算した延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(延滞金の割合の特例)

2 当分の間、第30条第1項に規定する延滞金の年10.75パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年10.75パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年10.75パーセントの割合を超える場合には、年10.75パーセントの割合）、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

(京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業崇仁北部第一地区土地区画整理事業施行規程の一部改正)

第9条 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業崇仁北部第一地区土地区画整理事業施行規程の一部を次のように改正する。

第30条第1項を次のように改める。

市長は、法第110条第3項の規定により督促をしたときは、清算金

の額に、納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、年10.75パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を徴収する。

第30条第3項中「災害」の右に「、不測の事故」を加え、「特別の理由」を「やむを得ない事情」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項の次に次の2項を加える。

3 第1項の延滞金額を計算する場合において、その計算の基礎となる清算金の額に1,000円未満の端数があるとき、又はその清算金の額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

4 前3項の規定により計算した延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(延滞金の割合の特例)

2 当分の間、第30条第1項に規定する延滞金の年10.75パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年10.75パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年10.75パーセントの割合を超える場合には、年10.75パーセントの割合）、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パー

セントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の次に掲げる条例の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

- (1) 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業洛北第二地区土地区画整理事業施行規程
- (2) 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業伏見西部第二地区土地区画整理事業施行規程
- (3) 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業上烏羽南部地区土地区画整理事業施行規程
- (4) 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業竹田地区土地区画整理事業施行規程
- (5) 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業伏見西部第三地区土地区画整理事業施行規程
- (6) 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業伏見西部第四地区土地区画整理事業施行規程
- (7) 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業二条駅地区土地区画整理事業施行規程
- (8) 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業伏見西部第五地区土地区画整理事業施行規程
- (9) 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業崇仁北部第一地区土地区画整理事業施行規程

提案理由

清算金の延滞金の割合を改定する等の必要があるので提案する。